

入学者選抜要項（帰国子女入試、私費外国人留学生入試）の訂正について

入学者選抜要項の P14（帰国子女入試） および P16（私費外国人留学生入試） の記載内容に誤りがありましたので、お詫びを申し上げますとともに、下記のように訂正させていただきます。

記

P14 6 帰国子女入試

誤)

(2) 出願要件

日本国籍を有し、保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けた者で、2020年4月1日現在、年齢満23歳未満の者で次の各号のいずれかに該当するものとします。

- 1) 外国において、学校教育における12年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を卒業（修了）した者、又は2020年3月31日までに卒業（修了）見込みの者

ただし、外国において最終の学年を含めて2年以上継続して学校教育を受けている者に限る。なお、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に在籍した者については、その期間を外国において学校教育を受けた者とはみなさない。

- 2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者
- 3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者
- 4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者
- 5) ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者



正)

(2) 出願要件

日本国籍を有し、保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けた者で、2020年4月1日現在、年齢満23歳未満の者で次の各号のいずれかに該当するものとします。

- 1) 外国において、学校教育における12年の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む）を卒業（修了）した者、又は2020年3月31日までに卒業（修了）見込みの者

ただし、外国において最終の学年を含めて2年以上継続して学校教育を受けている者に限る。なお、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に在籍した者については、その期間を外国において学校教育を受けた者とはみなさない。

- 2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者
- 3) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者
- 4) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者
- 5) ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者

誤)

(2) 出願要件

日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「2019年度日本留学試験(6月又は11月実施の試験)」を受験し、かつ、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める在留資格「留学」を有する者、又は取得できる見込みの者のうち、次のいずれかに該当するものとします。

- 1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者
- 3) ドイツ連邦共和国の各州において、大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者
- 4) フランス共和国において、大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者
- 5) ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、2020年3月31日までに年齢満18歳に達する者



正)

(2) 出願要件

日本国籍を有しない者で、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「2019年度日本留学試験(6月又は11月実施の試験)」を受験し、かつ、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に定める在留資格「留学」を有する者、又は取得できる見込みの者のうち、次のいずれかに該当するものとします。

- 1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2020年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 2) 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者
- 3) ドイツ連邦共和国の各州において、大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者
- 4) フランス共和国において、大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者
- 5) ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者